

○総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第二十一条の三第二項の規定に基づき、平成十一年郵政省告示第三百号（電波法施行規則第二十一条の三第二項の規定に基づく無線設備から発射される電波の強度の算出方法及び測定方法）の一部を次のように改正する。

令和〇〇年〇 月 〇日

総務大臣 □□ □□

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>1 この告示中の計算式等における記号の表す意味は、次のとおりとする。 [(1)～(9) 略] (10) Kは、<u>反射等</u>に係る補正係数とし、代入する値は次のとおりとする。 <u>ア 地中埋設型基地局(大地面より下の位置にある空中線から電波発射を行う基地局をいう。以下同じ。)</u>以外の場合 <u>イ</u> 大地面の反射を考慮する場合 a 送信周波数が76MHz以上の場合 2.56 b 送信周波数が76MHz未満の場合 4 <u>イ</u> 水面等大地面以外の反射を考慮する場合 4 <u>ウ</u> すべての反射を考慮しない場合 1 <u>エ</u> 地中埋設型基地局であって、送信周波数が700MHzから4600MHzまでの範囲内、かつ、送信空中線が大地面より10cm以上深部にある場合 6 [(11) 略]</p> <p>[2～6 略]</p> <p>7 5の項及び6の項の方法による算出結果がいずれも基準値を超える場合であって、送信空中線の形式等が次に掲げるもののいずれかに合致するときは、当該空中線における算出方法によることとする。 [(1) 略] (2) 開口面空中線(空中線コード PA、HO、GG、KG 又は CR のいずれかに相当する空中線をいう。)の表面又は主輻射方向における電波の強度は、次の方法により電力束密度の値を求めることとする。ただし、30MHz以下の周波数においては、電界強度の値に換算すること。 [ア～ウ 略] [(3) 略] (4) <u>カーテンアンテナ</u>による電波の強度は、次のとおり算出する。 [ア～イ 略]</p> <p>8 人体が電波に不均一にばく露される場合(大地等から高さ200cmまでの領域中に基準値を超える場所と超えない場所が混在する場合をいう。以下同じ。)の電波の強度については、<u>地中埋設型基地局</u>にあつては大地等から高さ70cmまでの空間的な平均値を、それ以外の場合にあつては大地等から高さ200cmまでの空間的な平均値をそれぞれ求めることとし、次の値を算出する。 [(1)～(3) 略]</p>	<p>1 [同左] [(1)～(9) 同左] (10) Kは、<u>反射係数</u>とし、代入する値は次のとおりとする。 [新設] <u>ア</u> 大地面の反射を考慮する場合 <u>イ</u> 送信周波数が76MHz以上の場合 2.56 <u>ウ</u> 送信周波数が76MHz未満の場合 4 <u>エ</u> 水面等大地面以外の反射を考慮する場合 4 <u>オ</u> すべての反射を考慮しない場合 1 [新設]</p> <p>[(11) 同左]</p> <p>[2～6 同左]</p> <p>7 [同左] [(1) 同左] (2) 開口面空中線(空中線コード PA、OP、FB、PG、HB、KG、CR、HR、DH、BH、CH、TW、GG、DG、CG、TD、MB、H、PR、TO 又は0のいずれかに相当する空中線をいう。)の表面又は主輻射方向における電波の強度は、次の方法により電力束密度の値を求めることとする。ただし、30MHz以下の周波数においては、電界強度の値に換算すること。 [ア～ウ 同左] [(3) 同左] (4) <u>カーテンアンテナ(空中線コード AWに相当する空中線をいう。)</u>による電波の強度は、次のとおり算出する。 [ア～イ 同左]</p> <p>8 人体が電波に不均一にばく露される場合(大地等から高さ200cmまでの領域中に基準値を超える場所と超えない場所が混在する場合をいう。以下同じ。)の電波の強度については、<u>その空間的な平均値</u>を求めることとし、次の値を算出する。 [(1)～(3) 同左]</p>

[9～12 略]

13 電波の強度の測定方法

〔(1) 略〕

(2) 人体が電波に不均一にばく露される場合の電波の強度については、地中埋設型基地局にあっては測定地点上方10cmから70cmまで10cm間隔で、それ以外の場合にあっては測定地点上方10cm(300MHz未満の周波数においては20cm)から200cmまで10cm間隔(300MHz未満の周波数においては20cm間隔)でそれぞれ測定し、8の項の方法に準じてその空間的平均値を求めることとする。

〔(3) 略〕

[別表第1図～別表第2図 略]

[9～12 同左]

13 [同左]

〔(1) 同左〕

(2) 人体が電波に不均一にばく露される場合の電波の強度については、測定地点上方10cm(300MHz未満の周波数においては20cm)から200cmまで10cm間隔(300MHz未満の周波数においては20cm間隔)で測定し、8の項の方法に準じてその空間的平均値を求めることとする。

〔(3) 同左〕

[別表第1図～別表第2図 同左]